

浄化槽の管理について ~水質向上を目指して~

維持管理の種類

浄化槽は、し尿や生活雑排水をきれいにし、水環境の保全に大きな役割を果たしています。

しかし、微生物の働きを利用しているため、維持管理を行わないと機能が低下し、水質汚濁の原因となってしまいます。そのため、清掃、保守点検、法定検査の維持管理を行うよう法律で義務付けられています。

大切な水環境を守るため、浄化槽の正しい維持管理を実施しましょう。

維持管理の種類		説明	実施回数	
			合併処理浄化槽	単独処理浄化槽
保守点検		装置や、機器の点検・修理・消毒薬の補充等を行います。	概ね4か月に1回以上(維持管理要領書でご確認ください)	4か月に1回以上(全ばっ気方式は3か月に1回以上)
清掃		浄化槽内で発生した汚泥等の引き抜きや洗浄を行います。	1年に1回以上	1年に1回以上(全ばっ気方式は6か月に1回以上)
法定検査	7条検査	浄化槽の設置工事が適正に行われ、浄化槽が正常に働いているかどうかを検査します。	設置後3~8か月の間に1回	(平成13年から新設禁止のため)
	11条検査	保守点検や清掃が適正に行われ、機能が十分に発揮されているかどうかを検査します。	1年に1回	1年に1回

保守点検

保守点検は、浄化槽の装置が正しく働いているかを点検し、装置や機械の調整・修理、スカムや汚泥の状況確認を行い、通常は年 1 回実施する清掃以外に汚泥の引き抜きが必要となるかの判断や、清掃時期の判定、消毒剤の補充などを行います。

清 掃

清掃とは、浄化槽にたまった汚泥やスカムといった泥のかたまりを引き抜き、付属装置や機械類を洗浄したり、掃除したりする作業です。この清掃を怠ると浄化槽の機能の低下や汚物の流出、悪臭の原因となります。

法定検査

浄化槽法では、浄化槽の適正な設置と維持管理を確認する必要性から、全ての浄化槽に対して「法定検査」の受検を義務付けられています。

浄化槽への負荷をかけないためには・・・

浄化槽に流入する汚水に含まれる汚れの量を流入負荷といいます。流入負荷が高いと浄化槽で処理できずに汚れた水が河川等に放流されます。浄化槽の処理能力は、使用状況にも影響を受けやすく、負担をかけすぎると水質悪化の原因になりますので、下記を参考にご家庭でも気をつけていただき、水質向上に心がけていただきますようよろしくお願いします。

単独浄化槽・合併浄化槽共通事項

トイレ用洗剤は適正量ですか？

強酸性及び強アルカリ性タイプの洗剤の使用を控え、中性タイプの洗剤を使用してください。

水洗用のトイレットペーパーのみ使用していますか？

トイレットペーパー以外のもの（おむつや生理用品等）は流さないで下さい。

通院等による薬の服用や、栄養剤等の摂取量が多くありませんか？

薬等服用されていると、し尿中の汚れ成分が通常より増えるため、洗浄水を多めに流し、なるべくその他の汚れの量も減らすなどして浄化槽にかかる負担を軽減してください。

合併浄化槽

洗浄時の洗剤は適正量ですか？

洗剤の使用量に注意し、洗濯の運転間隔及び回数も注意してみてください。

油類を、そのまま流し等に流していませんか？

鍋や皿などに付着した少量の油類は、紙等で拭き取ってから洗ってください。

調理くずや、残飯など流していませんか？

三角コーナー等で集めて別に処理してください。